

## 認可外保育施設指導要領

(目的)

第1条 この要領は、認可外保育施設指導要綱（以下「要綱」という。）等に基づき、認可外保育施設の調査及び指導等に必要な事項（巡回支援指導等に関する事項を除く）を定めるものとする。

(指導機関等)

第2条 認可外保育施設の設置届等に関する指導（事前指導を含む。）は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 指導機関      こども未来課  
                    ただし、届出懈怠施設に対する施設の立入調査は第2項により実施する。
- (2) 届出指導員    こども未来課に所属する職員
- (3) 協力機関      市町児童福祉担当課

2 認可外保育施設の立入調査及び改善指導は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 実施機関      福祉指導課  
                    ただし、要綱第8条第9項、第9条第4項及び5項に規定する特別立入調査は、必要に応じて、こども未来課と合同で行う。
- (2) 調査指導員    福祉指導課及びこども未来課に所属する職員。ただし、必要に応じて健康福祉部の関係課の職員を加えることができる。
- (3) 協力機関      市町児童福祉担当課、消防署及び保健所等

(指導監督)

第3条 要綱に規定する指導監督全般の適用については別に定める「認可外保育施設指導監督全般の適用についての考え方」により行うものとする。

(調査)

第4条 要綱第8条第6項、第7項、第8項及び第10項に規定する立入調査を行う場合、認可外保育施設指導点検調書（様式第1号）及び認可外保育施設評価基準（様式第1号の2）等により行うものとする。

なお、要綱第8条第9項に規定する随時立入調査を行う場合、別途定める「事故防止ガイドライン点検表」により行うものとし、必要に応じて、認可外保育施設指導点検調書（様式第1号）及び認可外保育施設評価基準（様式第1号の2）を使用するものとする。

2 要綱第8条第12項の重点調査事項については、以下のとおりとする。

- (1) 保育従事者の配置状況、夜間の複数配置
- (2) 保育士等の有資格者の配置状況
- (3) 乳幼児突然死症候群に対する注意等の事故防止の取組
- (4) 非常災害対策、安全確保
- (5) 人権配慮、虐待防止
- (6) 適切な食事の提供、衛生管理の徹底

(指導基準不適合の施設に対する措置)

第5条 前条に規定する立入調査の結果、改善を求めると認められる認可外保育施設に対し、立入調査結果通知書（様式第2号）により期限を付して改善の指導を行う。

- 2 前項による改善指導に対する報告があった場合又は報告期限が経過しても報告がない場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じて設置者若しくは管理者に対する出頭要請又は施設、事務所に対する特別立入調査を行うものとする。
- 3 前項による改善状況の確認により改善されていない場合は、改善指導（様式第2号の2）により2度目の改善の指導を行う。
- 4 前項による2度目の改善指導に対する報告があった場合又は報告期限が経過しても報告がない場合の改善状況の確認等については、第2項の規定を準用するものとする。
- 5 前項による改善状況の確認により改善されていない場合は、改善指導（様式第2号の3）により3度目の改善指導を行う。
- 6 前項による3度目の改善指導に対する報告があった場合又は報告期限が経過しても報告がない場合の改善状況の確認等については、第2項の規定を準用するものとする。
- 7 福祉指導課は、要綱第9条第3項に規定する改善勧告を行う場合は、改善勧告（様式第4号）により行うものとする。
- 8 福祉指導課は、要綱第9条第4項に規定する措置状況の確認を行った結果、改善が部分的に図られたと認められる場合は、未改善の部分について1回を限度に引き続き改善勧告を行うものとする。

(事業停止又は施設閉鎖命令)

第6条 こども未来課は、要綱第11条第1項又は第12条第2項に規定する事業停止又は施設閉鎖を命令する場合は、事業停止命令（様式第5号）又は施設閉鎖命令（様式第6号）により、命ずるものとする。

- 2 こども未来課は、要綱第11条第3項に規定する弁明の機会を付与する場合

は、様式第7号により行うものとする。

(緊急時の具体的事例)

第7条 要綱第12条第2項の具体的な事例については、以下のとおりとする。

- (1) 乳幼児数に対する保育に従事する者の数が、指導監督基準に定める数を著しく下回る場合
- (2) 保育に従事する者の中に有資格者が1人もいない場合(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設又は1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設において、知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されている場合を除く。)
- (3) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設において、夜間の時間帯に保育に従事する者が1人である場合(主たる開所時間である11時間(施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間)を超える時間帯において現に保育されている児童が1人である場合を除く。)
- (4) 保育室等の構造設備及び面積が指導監督基準を著しく下回る場合
- (5) 「4. 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「(2)保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。」又は「(3)保育室を4階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。」に関して、ロに規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていない場合
- (6) 認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていない場合
- (7) 認可外保育施設の保育従事者が、保育する児童に対して暴力やわいせつな行為等の虐待を行っている判断した場合

(証明書の交付)

第8条 福祉指導課は、児童福祉法第59条の2第1項に規定する認可外保育施設(ただし、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを含む。以下「届出対象施設」という。)について、第4条に規定する立入調査を実施し、様式第1号の2の基準の全項目について適合していることを認めた場合、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の設置者等に対しては様式第8号により、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の設置者等に対しては、様式第8の2号により、要綱第6条第4項に規定する認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を行う。

また、児童福祉法6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者等に対しては、要綱第8条第7項の規定による書面による調査及び指導を実施し、様式第1号の2の基準の全項目について適合していることを認めた場合、複数の保育に従事する者を雇用しているものに対しては、様式第8号の3号により、複数の保育に従事する者を雇用していないものに対しては、様式第8号の4により、証明書の交付を行う。

ただし、要綱第8条第8項に規定する新規立入調査は、証明書の交付対象外とする。

また、第5条に規定する改善指導を行った場合にあっては、当該指導事項について改善状況の確認により、様式第1号の2の基準の全項目について適合していることが認められるときには、証明書の交付を行う。

なお、証明書の有効期間は、交付の日から知事が返還を求めた日の前日までとする。

- 2 証明書の交付を受けた者が、第4条、第5条第2項及び要綱第8条第8項、第9項及び同条第10項の立入調査等により、証明書交付の要件を満たさなくなったと認められる場合又は要件を満たすと認め、新たに証明書を交付する場合は、証明書の返還を求めるものとする。
- 3 証明書の交付を受けた者が、証明書を紛失等した場合には、様式第8号の3により証明書の再交付を求めることができる。再交付を受けた後に、紛失等した証明書を発見したときは、直ちに発見した証明書を返還しなければならない。
- 4 福祉指導課は、証明書の交付及び返還を求めた場合は、翌月末までにこども未来課及び市町に通知するものとする。

(認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導)

第9条 要綱第13条に規定する認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導については、保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ(様式第9号)等により行うものとする。

(届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置)

第10条 要綱第14条第1項前段に規定する届出指導については、施設の立入調査等を実施のうえ、おおむね1月以内の期限を付して届出指導(様式第10号)を行うものとする。

- 2 前項の届出指導にかかわらず、届出をしない場合の2回目の届出指導は、届出指導(様式第10号の2)により行うものとする。
- 3 前項の届出指導にかかわらず、届出をしない場合の最終指導は、届出指導

(様式第 10 号の 3) により行うものとする。

- 4 要綱第 14 条第 2 項に規定する虚偽の届出であることが判明した場合の届出事項の訂正指導は、おおむね 1 月以内の期限を付して届出指導 (様式第 10 号の 4) を行うものとする。
- 5 前項の訂正の届出指導にかかわらず、届出をしない場合の 2 回目の届出事項の訂正指導は、届出指導 (様式第 10 号の 5) により行うものとする。
- 6 前項の届出事項の訂正指導にかかわらず、訂正をしない場合の最終指導は、届出指導 (様式第 10 号の 6) により行うものとする。
- 7 要綱第 14 条第 2 項に規定する変更届の遅滞を把握した場合又は同条第 3 項に規定する休止届若しくは廃止届の遅滞を把握した場合は、第 1 項から第 3 項の規定を準用して届出指導を行うものとする。
- 8 要綱第 14 条第 1 項後段に規定する過料事件の手続は、過料事件通知書 (様式第 11 号) により行うものとする。

(公表及び情報提供)

- 第 11 条 要綱第 16 条に規定する県民への公表又は第 17 条第 2 項に規定する情報提供は、こども未来課のホームページにおいて行うとともに、健康福祉センター及び市町の窓口等において認可外保育施設一覧表 (様式第 12 号及び様式第 12 号の 2) により行うものとする。
- 2 公表及び情報提供の対象施設は、認可外保育施設のうちベビーホテル及び一般認可外保育施設とし、その他の認可外保育施設については届出対象施設とする。

(通知等)

- 第 12 条 福祉指導課は、指導監督の結果を認可外保育施設指導監督結果一覧 (様式第 13 号) により翌年度 4 月末日までにこども未来課へ通知する。
- 2 福祉指導課は、要綱第 8 条第 1 項、2 項及び第 4 項第 2 号に規定する報告があった場合は、こども未来課に情報提供をする。  
なお、こども未来課は、要綱第 8 条第 4 項第 1 号に規定する事案を把握した場合は、福祉指導課に情報提供するものとする。
  - 3 こども未来課は、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく認可外保育施設設置届等が届出された場合は、その写しを翌月末日までに福祉指導課及び市町に通知するものとする。

附 則

この要領は平成 14 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 12 条第 1 項に規定に基づく、平成 16 年度分の指導監督の結果に係る報告については、なお従前の例による。

附 則

この要領は平成 17 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 27 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号及び様式第 9 号の注 1 の改正は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 9 月 27 日から施行する。ただし、施設及びサービスに関する掲示に係る改正及び様式第 2 号から様式第 3 号までの改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。